

第9期介護保険事業計画に係る
福井市地域密着型サービス事業者公募（2回目）
要項

令和7年5月
福井市

1 公募の趣旨

福井市では、第9期介護保険事業計画に基づき、質の高い地域密着型サービスを提供する観点から、地域密着型サービスの整備事業候補者を公募により選定するものとする。

2 公募概要（令和7年度分）

(1) サービスの種類等

| | |
|----------------|--------|
| 認知症対応型共同生活介護※1 | 3 ユニット |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 2 か所 |
| 小規模多機能型居宅介護※2 | 1 か所 |

※1 認知症対応型共同生活介護は、1 か所当たり2 ユニットを上限とする。

※2 小規模多機能型居宅介護は、単独施設、本体施設のあるサテライト型を問わない。

(2) 日常生活圏域は、下表のすべての圏域を対象とする。

〈日常生活圏域〉

| 圏域 | 地区 |
|-----|------------------------------------|
| 明倫 | 豊・木田 |
| あたご | 足羽・湊 |
| 中央北 | 春山・松本・宝永 |
| 不死鳥 | 順化・日之出・旭 |
| あずま | 和田・円山 |
| 大東 | 啓蒙・岡保・東藤島 |
| 九頭竜 | 中藤島・森田 |
| 北 | 西藤島・明新・河合 |
| みなみ | 清明・麻生津 |
| 社 | 社南・社北・社西 |
| 光 | 東安居・日新・安居・一光・殿下・清水西・清水東・清水南・清水北・越廻 |
| 川西 | 大安寺・国見・棗・鷹巣・鶴・本郷・宮ノ下 |
| 東足羽 | 酒生・一乗・六条・東郷・上文殊・文殊・美山 |

3 応募要件

次のすべての要件を満たすことであること。なお、同一の応募事業者が同一のサービスにおいて複数の提案を行うこと及び複数法人による共同応募は認めない。

(1) 応募事業者

- ① 整備事業の運営を直接行う法人であること。
- ② 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の欠格事項の規定に該当していないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続きを行っている法人でないこと。
- ④ 納期限の到来している国税及び地方税を完納していること。
- ⑤ 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

(2) 応募計画

- ① 長期的に安定した運営ができるものであること。

- ② 令和7年度中に工事に着手し、完了後速やかにサービスを提供すること。ただし、事業開始日は、市長が指定する。
- ③ 整備する土地が長期的に確保されていること又はその見込があること。
- ④ 建物は、原則その所有権を取得し、登記すること。ただし、賃貸借契約の設定によることも可とするが、少なくとも契約期間は10年以上とすること。なお、福井市地域介護・福祉空間整備等補助金の交付を希望する場合は、所有権を取得すること。
- ⑤ 土地に係る法的規制については、関係部局等に事前相談を行い、あらかじめ当該計画が可能であることを確認したものであること。
- ⑥ 「福井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例」、「福井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」等のほか、老人福祉法、介護保険法、都市計画法、建築基準法、消防法等の関係法令を遵守したものであること。
- ⑦ 認知症対応型共同生活介護について、他市町村からの転入者の利用は、3ヶ月を経てからにすること。
- ⑧ 応募事業の開始時に介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定すること。

4 応募手続

（1）応募書類

| | |
|-------------------------------------|------------------|
| ①申込書類 1部 | 《提出期限：令和7年6月16日》 |
| 様式1 福井市地域密着型サービス事業者応募申込書 | |
| 様式2 介護保険法第78条の2第4項各号等の規定に該当しない旨の誓約書 | |

②申請書類及び添付書類

紙媒体 7部（正本1部、副本6部）

電子データ 1式

《提出期限：令和7年7月11日》

【申請書類】

| |
|----------------------|
| 様式3 地域密着型サービス事業計画概要書 |
| 様式4 事業計画提案書 |
| 様式5 資金計画書 |
| 様式6 借入金償還計画表 |
| 様式7 収支シミュレーション |

【添付書類】

| |
|--|
| 資料1 定款又は寄付行為：最新のもの（写し可） |
| 資料2 法人の登記簿謄本：応募3ヶ月以内に発行されたもの（写し可） |
| 資料3 法人概要（様式自由） 法人の沿革（経歴・実績）、代表者の経歴、現在運営している施設又は事業の概要 |
| 資料4 法人の決算書（資金収支計算書、事業活動収支計算書、財産目録等又は損益計算書、貸借対照表等）：直近3事業年度分（写し可） ※法人税申告書（決算書含む）：直近1期分（該当する場合に限る） |
| 資料5 法人の納税証明書 ・国税 未納がないことの証明 ・県税 未納がないことの証明 ・市税 最新の納税証明書（課税全税目の記載があるもの） |
| 資料6 事業予定の土地、建物に関する権利関係が確認できる書類 ・3ヶ月以内に発行された土地・建物登記簿謄本の写し ・購入契約書若しくは借地・借家契約書の写し又は合意書（確約書）等の写し |
| 資料7 事業スケジュール：着工、竣工等、開設までの日程表 |
| 資料8 基本計画図：整備予定地周辺図、配置図、平面図（室別面積を記入）、立面図 |

※A4版縦型フラットファイルに左閉じ（折込可）とし、書類にインデックスを添付すること。

※表紙に法人名を記載すること。

※電子データについて、電子メールに添付又はDVD-R等に書き込んだ上で併せて提出すること。

(2) 事前質問

- ① 質問は、公募内容・条件に対する質問書（様式8）により令和7年6月5日（木）午後5時15分までの間に電子メールにて受け付けることとする。送信の際、件名には必ず「公募質問：法人名〇〇」と入力して送信すること。

送付先 電子メール：kaigo-q@city.fukui.lg.jp

- ② 公正を期すため窓口、電話等での個別の質問は受け付けないこととする。

- ③ 質問への回答は、令和7年6月11日（水）午後5時15分までに福井市ホームページに公開するものとする。

(3) 応募書類の提出場所

福井市大手3丁目10番1号

福井市役所 福祉健康部保健衛生局 介護保険課（別館2階）

(4) 提出方法

上記提出場所に平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に、応募事業者が直接持参すること。（事前に来庁日時を予約すること。）（郵送による提出は受け付けない。）

(5) 応募書類の提出期間等

- ① 申込書類（様式1、様式2）については、令和7年6月16日、午後5時15分までに提出すること。
- ② 申請書類及び添付書類（電子データ含む）については令和7年7月11日、午後5時15分までに提出すること。
- ③ 提出期間後の差し替え、再提出、修正には応じない。
- ④ ①の応募申込書の提出後に、応募を取り下げる場合は、応募辞退届（様式9）を上記提出場所に提出すること。（郵送による提出も可）

5 事業候補者の選定

- (1) 事業候補者の選定を公平かつ適正に実施するために、有識者等により構成される選定委員会で審査を行う。
- (2) 審査は、提出書類及び面接（プレゼンテーション及び質疑応答）に基づき行う。
- (3) 応募事業者は、令和7年8月下旬に行われる面接（プレゼンテーション及び質疑応答）に出席することとする。
- (4) 委員による審査は、下記【審査項目】に沿って行う。
- (5) 委員1名あたりの持ち点は200点とする。（委員5人の持ち点合計は1000点。）
- (6) 次ページの【加点】のとおり、圏域加点を設ける。
- (7) 選定委員会は500点以上の評価を得た法人を候補者として選定し、複数の候補者となる場合は優先順位を決定する。
- (8) 認知症対応型共同生活介護の第2事業候補者が、申込書において計画しているユニット数を割り当てられないときは事業を行う意思がないとしている場合は、第3事業候補者を選定する。
- (9) 審査結果は、すべての応募事業者に令和7年9月上旬以降、電子メールで通知する。
審査の結果、「事業候補者なし」という場合もある。
- (10) 事業候補者は、関係法令を基に、今回の提案内容に基づき本市及び関係機関との協議を行う。

【審査項目】

| 項目 | 内 容 | |
|-------------|---------------|---|
| 基 本 事 | 基本理念 | 法人の基本・経営理念は明文化されているか、その内容は適正で広く周知されているか |
| | 法人運営の公正性・法令遵守 | 個人情報の取扱い、従業員の守秘義務に対する考え方・取組みは適正か 法令等(労働関係法令を含む。)の遵守に対する取組み・考え方は適正か |

| | | |
|------|--------------------|--|
| 項目 | 法人運営の透明性 | 情報公表に関する考え方・取組みは適正か |
| 安定性 | 経営の安定性 | 長期的な経営能力(資金力、借金返還能力、経営安定性)はあるか |
| | 継続性 | 事業計画と収支計画の整合性がとれているか |
| | 運営実績 | 事業を運営するに足りる実績・経験はあるか |
| | 経営努力 | 事業効率化など、経営努力に関する取組みは適正か |
| 体制整備 | 人材確保 | 人材確保に対する取組みは適正か |
| | 職員の待遇改善 | 職員の待遇改善への取組みは適正か |
| | 職員研修等の取組み | 職員の資質向上や専門性向上に向けた取組みは適切か、また実効性があるか |
| | 職員の負担軽減と離職防止 | 介護ロボットやICTなどを導入しているか 職員の定着に対する独自の取組を行っているか |
| | ハラスメント対策 | カスタマーハラスメントへの体制が整っているか |
| | 施設・設備 | 施設や設備面で利用者に配慮しているか |
| | 事業予定地の確保 | 事業予定地の土地の確保は現実的に可能か、また法的に設置が可能な土地か |
| | 衛生管理 | 衛生管理や感染症対策の体制は十分か |
| | 防災体制 | 施設の立地を踏まえ、実効性のある防災マニュアル、避難確保計画、事業継続計画(BCP)が整備されているか 災害発生時における他事業所との連携、福祉避難所としての体制は十分か |
| 事業方針 | 協力機関 | 協力医療機関・他の高齢者施設等との連携方法は適切か |
| | 苦情解決体制 | 苦情解決体制は適正か |
| | 人権擁護 | 利用者等への人権・尊厳(身体拘束廃止など)に対する考え方・取組みは適正か |
| | サービス提供 | 利用料(食費等)は適切な価格設定となっているか 利用者の家族間交流や地域との連携に関する考え方・取組みは適正か 等 |
| | 認知症ケア・ターミナルケア・医療連携 | 認知症ケア・ターミナルケアへの考え方・取組みは適正か 医療的ケアが必要な利用者に対する取組みは妥当か |
| | その他事業の適性に応じた運営 | 複雑化・複合化した困難な案件に対する考え方・取組みは適正か 成年後見制度の活用の考え方は適正か 等 |
| | 市内事業者からの物品調達 | 市内事業者からの物品の調達に努めているか |
| | 環境負荷低減への取組 | 施設の木造化、木製品の活用等、資源循環型社会の構築に寄与しているか 再生可能エネルギー設備(太陽光発電施設、雨水再利用設備など)を設置している |
| | 地域貢献及び地域との交流 | 地域貢献に対する考え方は適切か、これまで又は今後想定している地域貢献の具体的な取組があり、また、その取組は適切か 入居者(利用者)と家族、地域住民との交流に対する考え方は適切か これまで法人が行ってきた具体的な取組みがあるか |

【加点】

| 加点の名称 | 内 容 | 点 数 |
|-------|---|-----|
| 圏域加点 | 対象サービス：認知症対応型共同生活介護 内容：圏域における「サービス定員数／認知症自立度Ⅱ以上の人数」の割合が低い圏域での提案に対して加点する。 対象圏域：あたご | 25点 |
| | 対象サービス：看護小規模多機能型居宅介護 内容：サービス未整備圏域での提案に対して加点する。 対象圏域：あたご、不死鳥、大東、光、川西 | 25点 |

6 スケジュール（※状況によっては日程等の変更が生じる可能性があります）

- | | |
|----------------------------|-------------|
| (1) 質問受付 | 令和7年6月5日まで |
| (2) 質問への回答 | 令和7年6月11日まで |
| (3) 申込書類の提出 | 令和7年6月16日まで |
| (4) 申請書類、添付書類、電子データの提出 | 令和7年7月11日まで |
| (5) 選定委員会（プレゼンテーション及び質疑応答） | 令和7年8月下旬 |
| (6) 選定結果の通知、公表 | 令和7年9月上旬 |

7 注意事項

- (1) 応募に伴い、応募事業者はこの要項に記載の一切の事項を承諾したものとみなす。
- (2) 提出書類の返却は行わない。
- (3) 提出に際し必要な費用、選定結果に伴い発生する費用は応募者の負担とする。
- (4) 応募状況等の問い合わせには応じない。
- (5) 公募に関する質問などを除き、委員会委員及び本件業務に従事する本市職員と、本件申請に関連して直接、間接を問わず連絡又は接触することを禁止する。
- (6) 必要に応じ書面内容確認のため、ヒアリングや書類の追加提出等を求める場合がある。
- (7) 応募書類の提出後に、応募を取り下げる場合は、応募辞退届（様式9）を上記提出場所に提出すること。（郵送による提出も可）
- (8) 市に提出した書類は公文書となるため、福井市情報公開条例の規定に基づき、開示される場合がある。
- (9) 応募書類の提出後、計画地、定員、本公募要項の要件に適合しない変更等を市の承諾なく行った場合は、応募を無効とする場合がある。
- (10) 今回の応募にあたって提出した提案内容を選定後に変更することは、原則として認めないため、計画内容を十分精査の上応募すること。なお、評価項目に係る内容の変更については、失格となる場合がある。
- (11) 土地等の確保は、選定されない場合も考慮して行うこと。
- (12) 本市が必要に応じ提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合や、施設建築に係る関係法令等に抵触するなど明らかに整備が不可能であると市が判断した場合は、協議を打ち切るものとする。
- (13) 本要項による選定は、介護保険法に基づく指定が確定するものではない。
- (14) 近隣住民の同意が得られ、施設の建設や運営が円滑に行われることが望ましいため、自治会を始め地域住民の方々、施設整備用地の近隣の方々に対して十分な説明を行うこと。なお、選定された後であっても、市が求める期間内に地域住民等の同意が得られない場合には、選定を取り消す場合がある。
- (15) 選定された事業候補者は、市のホームページ上で公表する。

8 事業者の指定

- (1) 選定された事業候補者は、事業開始に先立ち介護保険法に基づく指定を受ける必要がある。
- (2) 市は、事業候補者が提案した事業計画に基づく準備が整わないと判断する場合又は協議の過程で事業候補者が辞退した場合は、次順位の事業候補者と協議を行うものとする。次順位の事業候補者がいない場合は市長が定める方法で事業候補者を決定する。なお、事業候補者が準備に要した費用の補償は行わない。
- (3) 事業候補者は、所定の時期に介護保険法の規定に基づく指定申請を行い、市は、人員、設備及び運営等の基準を満たしていることを指定申請書類及び現地で確認し、福井市地域包括ケア推進協議会での協議を経て指定を行う。なお、基準を満たさない場合には指定しない。

9 整備補助

事業所の整備にあたっては、県及び市が定める補助金交付要綱等に基づき、市の予算の範囲内で補助金の交付を受けることができる。補助金の交付にあたっては、事業候補者として選定後、別途、福井市地域介護・福祉空間整備等補助金の交付申請の手続きを行うこと。

【参考】補助金交付上限予定額

地域密着型サービス等整備助成事業

| サービス等の種類 | 上限額（千円） | 単位 |
|---------------|---------|-----|
| 認知症対応型共同生活介護 | 36,600 | 施設数 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 36,600 | 施設数 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 36,600 | 施設数 |

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

| サービス等の種類 | 上限額（千円） | 単位 |
|---------------|---------|-------|
| 認知症対応型共同生活介護 | 914 | 定員数 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 914 | 宿泊定員数 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 914 | 宿泊定員数 |

《注意事項》

- ・補助金は、福井県の補助金を財源として市が交付するものであり、福井県の補助対象として採択されることが前提となる。本公募で事業候補者として選定された場合であっても、福井県及び本市の補助金の交付対象にならなかった場合は、補助対象とならない。
- ・交付金額は県の審査により決定となる。また、上記予定額から変更になる可能性がある。
- ・地域密着型サービス等整備助成事業の補助金は、事業候補者が建物を整備した場合に対象となる。土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業は対象外とする。
- ・補助金を活用する場合、施設の建築工事等を行う事業者の決定にあたっては、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- ・本市からの交付決定後に、契約、工事の着工、備品購入等を行うこと。
- ・補助事業により取得した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条による処分の制限がかかる。処分制限期間内に財産を処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保提供、解体・取壊し等）しようとするときは、あらかじめ市長の承認が必要となる。

10 お問い合わせ先

福井市大手3丁目10番1号

福井市役所 福祉健康部保健衛生局介護保険課（別館2階）

TEL：0776-20-5715

電子メール：kaigo-q@city.fukui.lg.jp